政令番号430 インドキサカルブ

各都道府県での農薬の使用先別使用量 (平成30年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道	都道府県名	使用量(kg/年)							
府県 コート		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸	使用量 合計
1	北海道			2.3E+1					22.5
	青森県			1.5E+1					15.0
3	岩手県			1.3E+1					12.5
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県			2.5E+0					2.5
7	福島県								
8	茨城県			1.1E+2					112.5
9	栃木県			5.0E+0					5.0
10	群馬県			1.8E+2					177.5
11	埼玉県			9.5E+1					95.0
12	千葉県			3.8E+1					37.5
13	東京都								
14	神奈川県			7.5E+0					7.5
15	新潟県								
16	富山県			2.5E+0					2.5
17	石川県								
18	福井県			2.3E+1					22.5
19	山梨県			1.5E+1					15.0
	長野県			2.0E+2					200.0
	岐阜県			9.3E+1					92.5
	静岡県								
	愛知県			2.5E+0					2.5
	三重県								
	滋賀県			2.5E+0					2.5
	京都府								
	大阪府								
	兵庫県			2.5E+1					25.0
	奈良県			2.5E+0					2.5
	和歌山県			5.0E+0					5.0
	鳥取県			2.5E+0					2.5
	島根県								
	岡山県			2.5E+0					2.5
	広島県			7.5E+0					7.5
	山口県								
	徳島県			5.0E+0					5.0
	香川県			5.0E+0					5.0
	愛媛県			,					5.0
	高知県			2.0E+1					20.0
	福岡県			1.8E+1					17.5
	佐賀県								0
	長崎県			1.0E+1					10.0
	熊本県			4.8E+1					47.5
	大分県			5.0E+0			1		5.0
	宮崎県			1.8E+1			1		17.5
	鹿児島県			7.5E+0			1		7.5
	沖縄県			5.0E+0					5.0
7/	全国			1.0E+3					1,010.0